

全L協保安27第56号  
平成27年12月11日

都道府県協会 御中

(一社)全国LPガス協会

長期使用製品安全点検制度に係る特定保守製品の  
所有者登録促進への協力について (お願い)

標記点検制度につきまして、経済産業省製品安全課より別添1のとおり一層の定着に向けた協力要請がありました。

また、(一社)日本ガス石油機器工業会より別添2のとおり本制度に指定されている特定保守製品の所有者登録促進の協力依頼がありました。

本制度につきましては、施行より5年以上経過した平成27年に入っても所有者票の登録率が低く、中でもLPガスは約30%で、都市ガスの約50%(ブランド品含む)に比べ非常に低い状況にあったことを受け、経済産業省ガス安全室においては、平成27年度の液化石油ガス販売事業者等保安対策指針に本制度の項目を掲げ、LPガス販売事業者等に対し、所有者登録率向上に向けた対応・協力等を図るよう求めております。

一方、経済産業省製品安全課及びガス安全室は、本年5月に(一社)日本ガス石油機器工業会に対し、本制度におけるさらなる所有者登録率向上について検討及び対応を行うとともに、同工業会の会員事業者に対し、ガス事業者等と協議することを周知するよう要請しておりました。

この要請を受けた同工業会より、当協会に対し別添2のとおり所有者登録促進に向けた協力依頼があったものです。

つきましては、近日中に同工業会の担当者から、各都道府県協会にご連絡の上訪問し、本件の協力依頼内容について説明を行うこととしておりますので、よろしく願いいたします。なお、その際、各都道府県協会会員向けに本件に関する案内(お客様(所有者)向けのチラシの申込み・配布)等に係る費用負担等を含め、詳細な内容については当該担当者でご相談くださいますようお願いいたします。

また、各都道府県協会会員に対しましては、所有者登録の促進を図ることが、今後の重大事故防止等の保安確保上重要となる旨を周知徹底いただくとともに、

所有者登録に係る協力内容及び費用負担等につきましては、各会員とガス機器製造事業者がご協議いただくことになっておりますことをご周知くださいますようお願いいたします。

なお、会員向けの「特定保守製品の所有者登録のフローチャート(例)」を参考として添付しております。

#### [本制度の概要]

本制度は、平成21年4月1日に施行され、特にお客様に重大な危害を及ぼす恐れのある9品目を特定保守製品(LPガス用は、屋内式ガス瞬間湯沸器及び屋内式ガスふろがま)に指定し、製造・輸入事業者、販売事業者等、関連事業者それぞれが適切に役割を果たして、経年劣化による事故を防止する制度です。

そのため、お客様(所有者)に所有者登録をしていただき、製造・輸入事業者が登録されたお客様に点検の通知を行い、点検の実施を促す必要があります。

LPガス販売事業者においては、特定保守製品を販売する(引渡す)場合は、お客様(所有者)に所有者票に記載されている内容を説明する義務があります。なお、お客様の承諾を得た上で所有者票の代行記入及び投函が可能となっております。

また、特定保守製品を販売していない場合においても、LPガスを供給していれば関連事業者となり、お客様に特定保守製品の点検及び所有者登録の必要性などを伝える責務が課せられております。なお、上述と同様にお客様の承諾を得た上で所有者票の代行記入及び投函が可能となっております。

#### ○本件に関する問合せ窓口

(一社)日本ガス石油機器工業会 衛藤氏

TEL 03-3252-6101

#### [添付資料]

別添1：経済産業省製品安全課からの協力要請文書

別添2：(一社)日本ガス石油機器工業会からの協力依頼文書

参 考：特定保守製品の所有者登録のフローチャート(例)

以 上

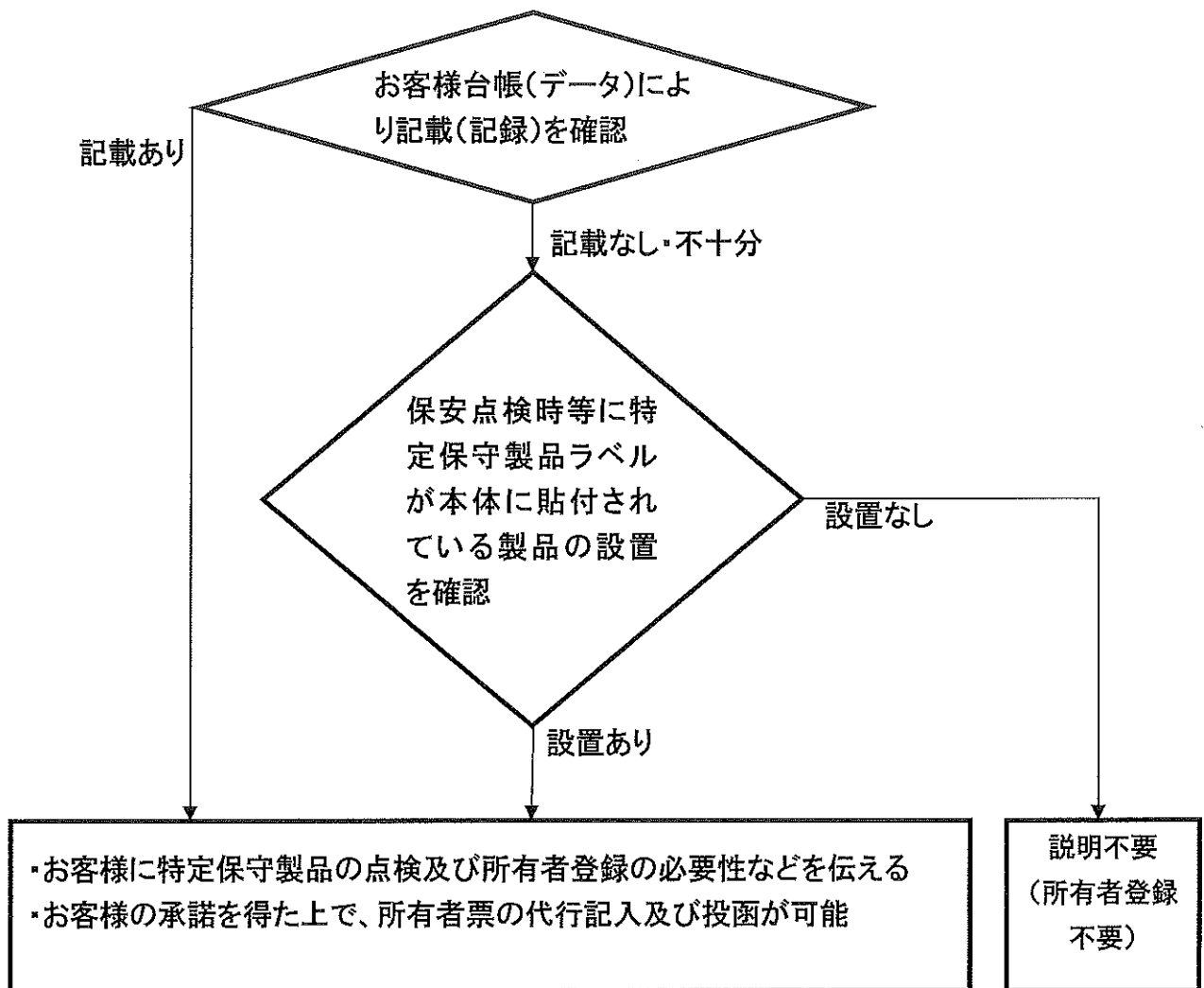
送信手段：電子メール

担当：保安部 内倉、渡辺、片岡

【参考】

### 特定保守製品の所有者登録のフローチャート(例)

- 平成21年4月1日以降に製造・輸入された特定保守製品(LPガス用は、屋内式ガス瞬間湯沸器、屋内式ガスふろがま)の販売または設置の有無を確認する。



※ 自社で特定保守製品を販売していて、お客様が所有者票を送付(所有者登録)していない場合は、所有者票に記載されている内容を説明する義務がある。


※ 特定保守製品を販売していない場合においても、LPガスを供給していれば、お客様に特定保守製品の点検及び所有者登録の必要性などを伝える責務がある。


※ 本制度施行日(平成21年4月1日)より前に製造・輸入された対象製品についても、製造事業者(メーカー)に問合せいただければ、点検可能である旨をお客様(所有者)に伝える。

# 別添 1

27 製安第 19 号  
平成 27 年 10 月 2 日

一般社団法人 全国 LP ガス協会会長 北嶋 一郎 殿

経済産業省商務流通保安グループ製品安全課長 川原 誠 

経済産業省商務流通保安グループ製品安全課製品事故対策室長 藤沢 久 

長期使用製品安全点検制度の一層の定着に向けた協力要請について

製品の長期使用による経年劣化等に起因する一般消費者等の事故の防止のため、平成 21 年 4 月に施行された「消費生活用製品安全法の一部を改正する法律」（平成 19 年法律第 117 号、以下「法」という。）において、長期使用製品安全点検制度が導入されました。

本制度は、経年劣化等により特に一般消費者に重大な危害を及ぼす恐れのある下記の製品を特定保守製品に指定し、予め所有者情報を登録してもらうことにより、特定製造事業者等（以下「メーカー」という。）が所有者を把握し、特定保守製品の点検を行うべき期間に所有者に対し点検の通知を行うことで、点検の実施を促し、安全を確保する制度です。

本制度の一層の定着に向け、平成 24 年 6 月には「長期使用製品安全点検制度・表示制度ガイドライン」を一部改正し、取引事業者及び関連事業者に対しましては、所有者の同意を得た上で所有者票を記入する「所有者票の代行記入」を含めた登録促進等を要請しました。

しかし、メーカーが把握している所有者情報の登録率は低く、昨年度末時点で特定保守製品全体では約 37% 程度となっています。

こうした状況を踏まえ、貴団体に下記の事項を要請することと致しました。つきましては、貴団体会員の取引事業者に対し、ご周知いただきますようお願いいたします。

記

[特定保守製品]

- 石油給湯機、○石油ふろがま、○FF 式石油温風暖房機
- ビルトイン式電気食器洗機、○浴室用電気乾燥機



- 屋内式ガス瞬間湯沸器（ガス給湯暖房機含む）（都市ガス用、LPガス用）
- 屋内式ガスふろがま（都市ガス用、LPガス用）

## 1. 特定保守製品取引事業者

### 【対象者】

- ・本製品の販売事業者
- ・本製品を設置した住宅生産者（建築請負業者）
- ・不動産販売業者
- ・リフォーム業者 等

### 【義務・責務】

#### (1) 所有者への引渡時の説明義務（違反：勧告・公表）

法第32条の5の規定に基づき、取引事業者は引渡しに際し、特定保守製品に添付されている書面及び所有者票を特定保守製品の所有者に示した上で、同条に規定されている事項（製品の点検等の保守や所有者情報の提供（登録・変更）等の必要性）を製品の所有者に説明しなければならない。

#### (2) 所有者に対するメーカーへの所有者情報の提供の協力責務

法第32条の8第3項の規定に基づき、取引事業者は所有者の承諾を得た上で、所有者票の代行記入やメーカーへの代行返送を行う等の方法により、所有者によるメーカーに対する所有者情報の提供に協力しなければならない。

## 2. 特定保守製品関連事業者

### 【対象者】

- ・本製品の設置・修理事業者
- ・不動産取引仲介事業者
- ・ガス・電気・石油供給事業者 等

### 【責務】

#### (1) 所有者への情報提供の責務

法第32条の7の規定に基づき、関連事業者は特定保守製品の点検や所有者情報の必要性等を所有者に伝えるよう努めなければならない。

※ なお、本制度に関する販売・関連事業者向けのリーフレットが、経済産業省の以下のホームページに掲載されておりますので、ご活用ください。

[http://www.meti.go.jp/product\\_safety/consumer/system/gaiyoujigyoku2012.pdf](http://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/system/gaiyoujigyoku2012.pdf)

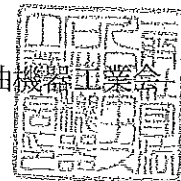
以上

## 別添 2

27工1201号  
平成27年12月8日

(一社)全国LPガス協会 御中

(一社)日本ガス石油機器工業会



特定保守製品の所有者登録に関し、販売時及び定期保安点検時の対応のお願い

拝啓、貴協会様におかれましてはますますご清祥の段お慶び申し上げます。

さて、早速ながら、3月13日付けで経済産業省より発出されました「平成27年度液化ガス石油ガス販売事業者等保安対策指針」に関し、当会に対し販売時及び定期保安点検時の所有者登録の円滑な実施に向けての協力要請があり、下記の検討を進めてまいりました。

- ・販売時における登録推進に関するもの(フロー対応)
- ・定期保安点検時の登録に関するもの(ストック対応)

このたび、具体的な対応策についてとりまとめましたので、全国都道府県の各協会へのご案内をお願い申し上げます。

また、当会においては、定期保安点検時の所有者登録の円滑な実施に向けて、当会・メーカーより各都道府県協会へ本登録スキームの説明を行うと共に、会員メーカーよりLPガス販売事業者へ協議(点検スキームに関する調整や費用負担の有無等)を行うよう会員に周知をすることとしています。

日頃より、点検制度推進に関して、多大なるご協力を頂いておりますが、さらなる所有者票登録推進に関してご協力を頂きたく重ねてお願い申し上げます。

敬具



記

### 1. 販売時における登録推進に関するご案内とお願い(フロー対応)

特定保守製品の販売事業者には、所有者票の登録推進のため、経済産業省の要請にもとづき、販売時のお客様への説明(義務)、所有者票の代行記入、登録率向上のための取組みに関するご協力をお願いしておりますが、特定保守製品の販売に係わるLPガス販売事業者及び関連される事業者におかれましても同様に協力をお願いします。

### 2. 定期保安点検時の登録推進に関するご案内とお願い(ストック対応)

経済産業省よりLPガス販売事業者等に発出された上述の保安対策指針にもとづき、長期使用製品安全点検制度への協力として、保安点検・調査時等に、

自社が販売した製品で、対象製品にもかかわらず所有者情報の登録のされていない可能性がある場合には、所有者票の代行記入を含め、登録率向上に向けた対応等を、また、自社が販売した製品でない場合においても、積極的に所有者票の代行記入等の協力を努めることへのご協力をお願いします。

今後、登録の周知活動においても貴団体と連携し、尚いっそうの所有者登録率の向上に向けて、全会員企業一丸となって進めてまいりますので何とぞご理解の上、ご協力をお願いします。

以上

..... 参考資料 .....

1. フロー対応に関する経済産業省の要請と対応

1-1 経済産業省から当会宛に発出された内容(5月19日付け)と対応

※フロー対応のみ抜粋

(2)ガス機器の長期使用製品安全点検制度のさらなる登録率向上について検討及び対応を行うこと。

<当会の対応>

販売時の対策として、全ての特定保守製品への取引事業者に対し、販売時及び所有者票の代行記入、登録のお願いをすることとしました。

本年度さらに周知チラシ等を用いて、流通にはたらきかけを進めてまいりますので、特定保守製品の販売に係わる LP ガス販売事業者及び関連される事業者におかれましてもご協力をお願いします。また、登録率向上の取組みにつきましても、回収された所有者票について分析が可能な範囲でデータ提供（お客様への説明率や代行記入率等）を検討中ですので改めてよろしくお願い致します。

※（参考）当会の量販店へのフロー対策実施

特定保守製品のうち小型湯沸器の取扱い比率の高いと推定されるホームセンター、家電量販店等に対して、7月1日より訪問活動を実施、取組みの強化を依頼しました。先般の経済産業省の立入り検査等の打ち出しもあり、所有者票の登録率向上への取組みに関して関心が高く、引き続き活動を継続して進めてまいります。

1-2 フロー対策ツール例（所有者票代行記入周知案内チラシ）

<表面>

<裏面>





## 2 スtock対応に対する経済産業省の要請と対応

### 2-1 液化石油ガス販売事業者等に発出された保安対策指針及び当会宛要請文と対応

#### 液化ガス販売事業者等に発出された保安対策指針(3月13日付け)抜粋

##### ⑦長期使用製品安全点検制度への協力

LPガス販売事業者等は、消安法上、保安点検・調査又は周知等の際に、長期間の使用に伴い生ずる劣化により安全上支障が生じ、特に重大な危害を及ぼすおそれの多い製品について、一般消費者等に対し、製造又は輸入事業者に対する所有者情報の登録や変更が必要であることなどを周知する又はリーフレット等を配布するなどの協力の責務を確実に果たすこと。保安点検・調査時等に、自社が販売した製品で、対象製品にもかかわらず所有者情報の登録がされていない可能性がある場合には、所有者票の代行記入を含め、登録率向上に向けた対応を図ること。また、自社が販売した製品ではない場合においても、積極的に所有者票の代行記入等の協力を努めること。

なお、LPガス販売事業者等は、登録率向上に向けてガス機器製造事業者と連携を図ること。

##### (現状)

・製品(屋内式ガス瞬間給湯器と屋内式ガス風呂釜)の販売事業者によっては、長期使用製品の購入者に対し当該製品の安全点検制度を説明するとともに、必要に応じてユーザー登録はがきの代行投函を行っている。

#### 経済産業省から当会宛に発出された内容(5月19日付け)

##### 2. 長期使用製品安全点検制度への協力

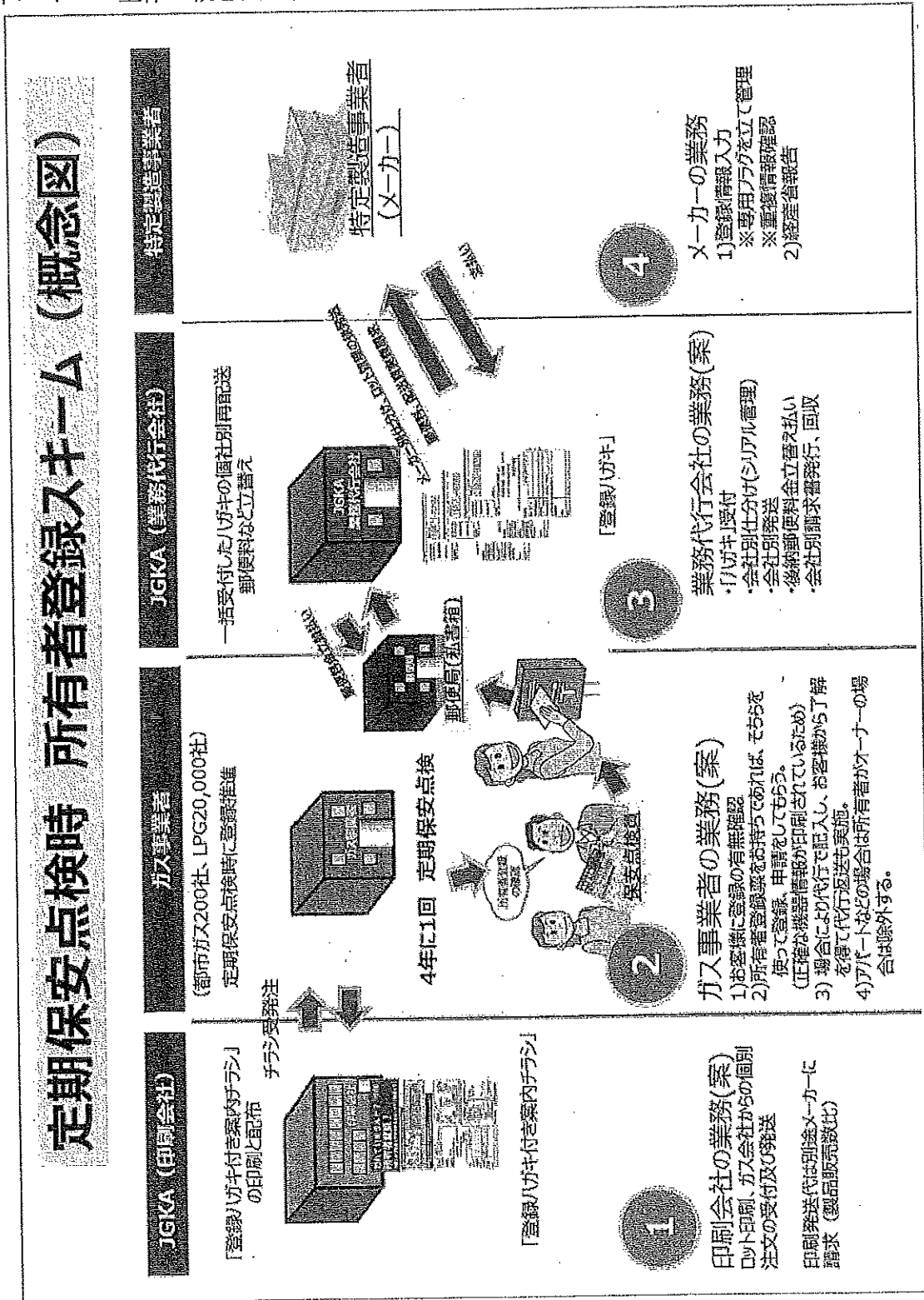
(1)長期使用製品安全点検制度の登録率向上のために、ガス事業者等に、保安点検・調査時等における所有者票の代行記入含めた登録率向上に向けた対応や協力を要請しているところであり、この円滑な実施に向けて、貴工業会の会員事業者に対し、各ガス事業者等と協議を行うよう周知すること。※1また、貴工業会として、一般社団法人全国LPガス協会、一般社団法人日本ガス協会及び一般社団法人日本コミュニティーガス協会と連携を図ること。

(2)ガス機器の長期使用製品安全点検制度のさらなる登録率向上について検討及び対応を行うこと。

##### <当会としての対応>

※1 保安点検時の登録スキームの調整が整い、全国LPガス協会から通知がされた後に、全国の都道府県の各協会へ順次ご案内を開始するよう当会会員に通知を行います。

2-2 定期保安点検時の所有者登録スキーム  
 本スキーム全体の概念図は以下の通りとなります。





2-4 定期保安点検時の登録作業の流れ（作業仕様案）

※メーカーの訪問等による説明にもとづき、下記内容を参考に、各ガス販売事業者にて調整をお願いします。尚、本登録作業は定期保安点検の一巡する3年で終了を目標に進める予定です。

	<p>ガス販売事業者へのお願い</p>
<p>①</p>	<p><u>登録用ハガキ付きチラシの入手</u>          事前にチラシ発注用紙をサンプルと共に配布しますので、向こう6ヶ月分程度をめどに、必要枚数ごとご注文を頂くようお願いします。</p> <p>1)発注目安          平均的な点検訪問数を目安に、未登録者の所有者に遭遇する率約5%(未登録件数/全国需要家戸数)程度とした場合の目安を例に捉えます。</p> <p>2)発注数の計算例          1ヶ月あたりの訪問点検数 300軒/1人あたりの場合          仮に点検員数20人の事務所の場合とすると          必要な枚数は <math>300 \text{軒} \times 5\% \times 20(\text{人}) \times 6(\text{ヶ月}) = 1800 \text{枚}</math> となります。</p> <p>3)発注方法          指定のFAX注文用紙（インターネットでの受注も検討中）          ※最低発注ロットは現段階では検討中ですので打合せ時にご確認下さい。</p>
<p>②</p>	<p><u>定期保安点検時の説明と案内</u>          &lt;案内、登録フロー&gt;</p> <p>1)特定保守製品保有の有無確認          お客様のお宅に特定保守製品があるか確認して次にお進みください。</p> <p>2)お客様への説明と所有者登録の有無確認          このたび経済産業省の要請による内容、点検制度の簡単な説明後にお客様の登録の有無についてご確認ください。          ※既に登録されたことが申告された場合、または登録をお断りされた場合には、作業を中止してください。</p> <p>3)未登録者への登録のご案内          未登録、または定かではないお客様には、登録をおすすめください。          ～製品設置時に製品に同梱されていた所有者票をお持ちの場合          同所有者票があると、製品の固有データが既に印刷されており登録が簡単ですのでそちらを優先して発送いただくようご説明ください。          ～製品設置時に製品に同梱されていた所有者票をお持ちでない場合          今回のチラシをご活用頂き、お客様の了解のもと代行記入等のご協力をお願いします。</p> <p>4)登録対象の除外          ・賃貸住宅にお住まいで、貸し主が機器を所有している場合          ・制度発足前の製品の場合（2009年4月以前の商品の場合）          対象製品には機器ラベルに「特定保守製品」と記載されていますのでご確認ください。</p>

2-5 登録ハガキ付きチラシ FAX 注文用紙(案)

下記の資料 (案) を用いて製作会社へ FAX にて直接依頼ください。  
最終注文書はメーカーから案内時にご用意いたします。

(インターネットでの受注も検討中)

<h2 style="margin: 0;">特定保守製品</h2>		
<h3 style="margin: 0;">登録ハガキ付きチラシ発注書(案)サンプル</h3>		
<h2 style="margin: 0;">FAX 03-〇〇-〇〇〇〇</h2>		
<p style="margin: 0;">〇〇宛 日本ガス石油機器工業会 登録チラシ担当係 行</p>		
<p style="margin: 0;">下記の内容でチラシを希望しますので、ご手配をよろしくお願いします。</p>		
<p><input type="checkbox"/> ご発注担当者様(連絡先)</p>		
会社名		
ご部署名		
ご担当者名		
お電話番号		FAX 番号
ご住所 (お届け先)	〒	
<p><input type="checkbox"/> ご希望内容</p>		
啓発ツール名	ご希望部数	備考
ハガキ付き登録チラシ		
<p>連絡欄(FAXのみ)</p>		
FAX 受領しました 受領日 月 日	担当	
連絡欄	<p style="margin: 0;">□下記内容で発送します。 (発送 月 日)</p>	

2-6 特定保守製品登録率(2015.9月末現在)及び未登録者数～JGKA調べ

		都市ガス (都市ガスブランド品除く)	LPガス
小型湯沸器	生産or出荷台数	1,531,442	1,886,369
	所有者票回収数	590,023	615,561
	(未登録者数)	<b>941,419</b>	<b>1,270,808</b>
	回収率	38.5%	32.6%
ふるがま	生産or出荷台数	620,370	234,011
	所有者票回収数	301,388	75,959
	(未登録者数)	<b>318,982</b>	<b>158,052</b>
	回収率	48.6%	32.5%
合 計	生産or出荷台数	2,151,812	2,120,380
	所有者票回収数	891,411	691,520
	(未登録者数)	<b>1,260,401</b>	<b>1,428,860</b>
	回収率	41.4%	32.6%

※未登録者数は生産or出荷台数より所有者票回収数を差し引いたものです。